

行政書士及び行政書士法人に係る措置請求事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第14条の3第1項の規定による求め（以下「措置請求」という。）がなされた場合における事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(措置請求)

第2条 知事は、措置請求を行おうとする者には、別記第1号様式により、当該措置請求に係る事実を証するために必要な資料を添付の上、措置請求を行うよう求めるものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、措置請求を行った者（以下「措置請求者」という。）に対し、前項の措置請求に係る事実のほか、措置請求の理由に係る事実を確認するために必要な資料の提出を求めることができる。

3 知事は、措置請求が行政書士及び行政書士法人に関するものではないこと、措置請求者が前項の規定による求めに応じないこと、措置請求の内容が著しく抽象的であることその他の理由により当該措置請求に係る適切な事務処理をとることができないと認めるときは、措置請求者に対し、その旨を通知し、措置請求に係る手続を終了することができる。

(調査方法)

第3条 知事は、法第14条の3第2項の規定に基づき前条第1項の事実の調査をする場合において、必要があると認めるときは、措置請求の対象とされた行政書士又は行政書士法人に対し、当該措置請求により通知された内容に関する報告又は資料の提出を求めるほか、法第18条の6の規定に基づき、和歌山県行政書士会に対し、別記第2号様式により必要な報告を求めるものとする。

(懲戒処分)

第4条 行政書士に対する懲戒処分の基準は、別表第1のとおりとし、行政書士法人に対する懲戒処分の基準は、別表第2のとおりとする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、別表第1又は別表第2の左欄に掲げる処分事由に応じ同表の右欄に掲げるそれぞれの懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる。

（1） 懲戒処分を受けた行政書士又は行政書士法人が、当該処分の日から2年以内に更に法第14条又は第14条の2第1項若しくは第2項に該当する事実（以下「違反事実」という。）があったとき。

（2） 行政書士又は行政書士法人に係る違反事実が別表第1又は別表第2の左欄に掲げる処分事由の2以上の事実に該当するとき。

（3） 行政書士又は行政書士法人に係る違反事実の態様等が極めて悪質であるとき。

3 知事は、別表1又は別表第2の左欄に掲げる処分事由のいずれかに該当する事実があると認める場合であっても、真にやむを得ない事情があると認めるときは、懲戒処分を行わないことができる。

4 知事は、措置請求のあった違反事実について、訴訟その他の裁判上の手続が裁判所に係属している場合であって、当該違反事実についての確定判決等により示された事実認定を踏まえ処分等の判断を行うことが必要と認めるときは、当該確定判決のあった日以降に懲戒処分を行うことができる。

(措置請求者に対する通知)

第5条 知事は、措置請求の対象となった行政書士又は行政書士法人に対し、懲戒処分その他の措置を行ったとき、又は行わないと決定したときは、措置請求者に対しその旨を別記第3号様式により通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月16日から施行する。

別表第1（第4条関係）

処分事由	根拠条文	懲戒処分の種類
他法令で制限されている業務の実施	法第1条の3第2項又は第1条の4ただし書	戒告又は業務停止
帳簿の備付及び保存義務違反	法第9条	戒告又は業務停止
信用又は品位保持義務違反	法第10条	戒告、業務停止又は業務禁止
依頼応諾義務違反	法第11条	戒告又は業務停止
守秘義務違反	法第12条	戒告、業務停止又は業務禁止
重大な非行があったとき	法第14条	戒告、業務停止又は業務禁止
その他法又はこれに基づく命令若しくは規則違反で悪質なもの	法第14条	戒告、業務停止又は業務禁止
処分に違反	法第14条	業務停止又は業務禁止

別表第2（第4条関係）

処分事由	根拠条文	懲戒処分の種類
帳簿の備付及び保存義務違反	法第13条の17で準用するところの法第9条	戒告又は業務停止
信用又は品位保持義務違反	法第13条の17で準用するところの法第10条	戒告、業務停止又は解散
依頼応諾義務違反	法第13条の17で準用するところの法第11条	戒告又は業務停止
社員の資格違反	法第13条の5	戒告又は業務停止
業務の範囲違反	法第13条の6	戒告又は業務停止
業務執行義務違反	法第13条の12	戒告、業務停止又は解散
社員の常駐義務違反	法第13条の14	戒告又は業務停止
特定業務制限違反	法第13条の15	戒告又は業務停止
社員の競業の禁止違反	法第13条の16	戒告又は業務停止
運営が著しく不当と認められるとき	法第14条の2	戒告、業務停止又は解散

その他法又はこれに基づく命令若しくは規則違反で悪質なもの	法第14条の2	戒告、業務停止又は解散
処分に違反	法第14条の2第1項、第2項	業務停止又は解散

第1号様式（第2条関係）

措置請求書

年　　月　　日

和歌山県知事 様

請求者 住所又は事務所の所在地

氏名又は名称及び請求代表者氏名

電話番号

法第14条の3第1項の規定により、次のとおり通知し、適当な措置をとることを求める。

対象となる行政書士 (行政書士法人)	氏名（名称） 住所（所在地）
措置請求に係る事実の 概要	
参考となる資料	
個人情報の利用について の承諾の有無	措置請求の原因となった事実及び参考となる資料における個人情報を和歌山県 行政書士会に通知することについて 承諾する・承諾しない

（注意）

- 1 「措置請求に係る事実の概要」は、できるだけ具体的に記入してください。記入しきれないときは、別紙としてください。
- 2 「措置請求に係る事実」の参考となる書類があれば、添付してください。
- 3 措置請求の原因となった事実については、和歌山県行政書士会に報告を依頼する場合もありますので、個人情報の利用についての承諾の有無について記入してください。
- 4 この様式と同程度の内容を具備していれば、任意の様式によることもできます。

第2号様式（第3条関係）

報告依頼書

年 月 日

和歌山県行政書士会会長様

和歌山県知事 ○ ○ ○ ○

法第14条の3第1項の規定による措置請求が次のとおりありましたので、法第18条の6の規定により、本件に係る報告をお願いします。

措置請求者	氏名（名称及び請求代表者） 住所（所在地） 電話番号
対象となる行政書士 (行政書士法人)	氏名（名称） 住所（所在地）
措置請求の内容	
添付書類	

(注)「措置請求者」欄は、措置請求者の承諾があった場合にのみ記載しています。

第3号様式（第5条関係）

措置結果（不措置決定）通知書

年 月 日

様

和歌山県知事 ○ ○ ○ ○

年 月 日、あなたから措置請求のあった行政書士（行政書士法人）について、次のとおり措置を行いました（措置を行わないと決定しました）ので通知します。

対象となる行政書士 (行政書士法人)	氏名（名称） 住所（所在地）
措置の内容 (措置を行わないと決定した理由)	
(措置年月日)	
事務担当課	所属名 電話番号